利用分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行を許可された地方債、終末処理場、ポンプ場、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行を許可された地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第46号）第２条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第２項に規定する交付金（以下この表において「復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に充てるため平成23年度から令和２年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費に充てるため平成23年度から令和２年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに公営企業会計適用債を除く。）の額に相当する額（この表市町村の項第６号算式の符号AFの総務大臣が算定して通知した額の基礎となった地方債の額を除く。符号E_n、符号G_n、符号I_n及び符号M_nにおいて同じ。）

D_{11}＝0.026
D_{12}＝0.025
D_{13}＝0.027
D_{14}＝0.024
D_{15}＝0.024
D_{16}＝0.025
D_{17}＝0.025
D_{18}＝0.023
D_{19}＝0.023
D_{20}＝0.02339
D_{21}＝0.02250
D_{22}＝0.02209
D_{23}＝0.023
D_{24}＝0.022
D_{25}＝0.022
D_{26}＝0.022

利用分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行を許可された地方債、終末処理場、ポンプ場、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行を許可された地方債、地方債計画に計上されない地方債、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第２項に規定する交付金（以下この表において「復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に充てるため平成23年度から平成29年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費に充てるため平成23年度から平成29年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに公営企業会計適用債を除く。）の額に相当する額（この表市町村の項第６号算式の符号ADの総務大臣が算定して通知した額の基礎となった地方債の額を除く。符号E_n、符号G_n、符号I_n及び符号M_nにおいて同じ。）

D_{11}＝0.026
D_{12}＝0.025
D_{13}＝0.027
D_{14}＝0.024
D_{15}＝0.024
D_{16}＝0.025
D_{17}＝0.025
D_{18}＝0.023
D_{19}＝0.023
D_{20}＝0.02341
D_{21}＝0.02251
D_{22}＝0.023
D_{23}＝0.023
D_{24}＝0.022
D_{25}＝0.022
D_{26}＝0.022